

観 産 第 152 号  
平成 30 年 6 月 1 日

登録申請中の住宅宿泊仲介業者  
代表者 殿

国土交通省観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の施行日後における違法物件に係る予約の取扱いについて（通知）

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行日前に貴社が宿泊サービス提供の仲介行為を行ったことにより予約がなされた物件であって、施行日後においても旅館業法に基づく許可又は法に基づく届出等が行われていない物件（以下「違法物件」という。）に係る予約の取扱いについて、下記のとおり通知するので、各事業者においては、本通知に基づき、早急に対応措置を検討の上、順次、適切な措置を講じられたい。

#### 記

1. 法の施行日後における違法物件に係る予約については、法の施行日後、法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんすることに加え、関連する便宜供与等を禁止している法第 58 条各号に該当することのないよう、順次、当該予約の取消や旅館業法に基づく許可又は法に基づく届出等が行われている物件（以下「合法物件」という。）へ予約を変更する等の適切な対応を進めること。
2. 法施行日前においても、各仲介事業者の仲介サイトに物件を掲載している事業者に対して、法に基づく届出等を行う予定がない場合等には、すみやかに今後の予約の取消を行うことを推奨することや、違法物件に宿泊することを予定している者等に対して合法物件への予約の変更等を推奨する等の適切な対応をとること。
3. 現時点において法に基づく届出等のない物件に係る新規の予約については行われないう、すみやかにシステム上の措置その他の適切な措置を講じること。
4. なお、上記により予約の取消、変更等の対応が必要となる宿泊予定者に対し、各仲介事業者の仲介サイト等に掲載されている合法物件以外の合法物件のあつせん又は紹介が必要な場合等には、観光庁は住宅宿泊仲介業者に対して必要な協力を行うので、適宜相談すること。